

組合員各位

協同組合ロジテック愛知

昨今、新型コロナウイルスの影響による人材不足等から残業が多くみられる傾向にあります。しかしながら、技能実習生を受け入れている企業様において留意していただくこととして残業について今一度 下記事項のご確認、ご周知をお願いいたします。

労働基準法では一日の労働時間の上限が8時間、一週間では40時間が規定労働時間として定められています。基本的にはこの労働時間を超えて働かせることは、労働者が日本人でも外国人技能実習生でもできません。

しかし、日本人であっても外国人技能実習生であっても36協定が結ばれていれば所定労働時間を超えて労働させることができます。企業や事業所は法定労働時間を超えて労働させる場合、この36協定を結んで労働基準監督署に届け出る義務がありますが、36協定があれば労働者を好きなだけ働かせることができるというわけではなく、延長できる労働時間は決められています。

(※一般の労働者に対して1ヶ月に最大45時間、1年間で最大360時間が延長できる労働時間です。)

繁忙期などによってこの上限を超えて労働させなければならないことも生じる場合に36協定の特別条項が設けられており、企業や事業所が届け出ることによってこの上限を超えた延長時間を設定できます。それでも時間外労働の上限は法定休日労働を除いて最大720時間と定められています。さらに一ヶ月あたり45時間（一年単位の変形労働制を導入している場合は42時間以上）を超える時間外労働ができるのは年間最大6回まで。かつ法定時間外労働と法定休日労働を合わせて労働時間の上限は一ヶ月あたり100時間未満です。

しかし、労働基準監督署が36協定の特別条項を許可しても技能実習生を受け入れた際に適用となるのは『**技能実習法**』です。

技能実習制度は“実習を行うことによる技術移転が目的”であり、実習生を労働力としておらず、『技能実習法』では月に80時間以上の残業は原則認められていません。

月の残業時間が80時間を超えた場合、外国人技能実習機構より厳しい指導が入り、「技能実習生受け入れ停止処分」を受ける可能性もあります。

また、月ごとの時間外労働が45時間を超える場合（一年単位の変形労働制を導入している場合は42時間以上）には外国人技能実習機構へ軽微変更届出書の提出が必要となります。

さらに、時間外労働が80時間を超える場合には事前に外国人技能実習機構へ計画認定許可を得る必要があり計画変更の届出が必要となります。この計画変更の認定が下りるまでには2ヵ月程度かかり、この許可が下りるまでの間は実習事態が停止となります。

したがって、受け入れ企業様に於かれましては80時間を超える時間外労働はさせないよう意識をしながら実習を行っていただきますようお願いいたします。

◎労働法による規定休日について

1週間のうち、最低1日は休日にしなければならないということが規定されており、1週間で1日取得できないのであれば4週間を通じて4日以上の日が規定されています。

最後に、技能実習制度を活用していく上では、「労基法」「入管法」「技能実習法」の遵守は避けて通ることはできないので組合と受け入れ企業様の協力体制が必要になってまいります。今後ともよろしく願いいたします。